

石 監 第 2 3 号  
令和2年1月30日

■■■■ 殿  
■■■■ 殿  
■■■■ 殿

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 安 倍 太 郎

住民監査請求について（通知）

令和元年12月9日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づき提出された職員措置請求については、提出された書類を慎重に審査した結果、別紙の理由により却下が相当であると決定したので、その旨通知します。

なお、堀内賢市監査委員は、同法第199条の2の規定により除斥しました。

(別紙)

## 1 請求の要旨

平成26年度第3回石巻市公募型買取市営住宅(湊東地区)の買取りにおいて買取額は、募集要領で定める希望価格を超えていること、さらに事業者が行ったという特殊基礎工事は架空水増工と認められるので石巻市長は、事業者に対し違法に支出した公金の返還を求めること。(職員措置請求書記載の原文のまま)

## 2 却下の理由

### (1) 本件監査請求の内容

本件監査請求は、監査請求書及び事実証明書に照らすと、石巻市営湊東復興住宅A街区(以下「A物件」という。)及び石巻市営湊東復興住宅B街区(以下「B物件」という。)の買取額が、平成26年度第3回石巻市公募型買取市営住宅制度(建物提案型)募集要領で定める買取額(希望価格)を超えており、また、当該建物に係る工事において事業者が行ったという特殊基礎工事が架空水増工と認められることから、上記物件に係る公金の支出が違法な公金の支出に当たるので、石巻市長が事業者に対してその返還を請求するよう求めるものである。

### (2) 契約日、支出命令日、支払日及び支払金額

A物件及びB物件の契約日、支出命令日、支払日及び支払金額を確認したところ、次のとおりである。

#### ア A物件

(ア) 契約日	平成27年7月14日
(イ) 支出命令日	平成28年10月25日
(ウ) 支払日	平成28年11月1日
(エ) 支払金額	2,132,730,000円

#### イ B物件

(ア) 契約日	平成27年9月25日
(イ) 支出命令日	平成29年1月17日
(ウ) 支払日	平成29年1月31日
(エ) 支払金額	1,312,372,800円

### (3) 監査委員の判断

上記(2)のとおり、A物件及びB物件の購入に係る各財務会計行為があった日又は終わった日から1年以上経過しており、本件監査請求は、地方自治法第242条第2項本文が規定する監査請求期間を徒過してなされたものである。

しかし、請求人は、請求の理由「(19) 湊東地区復興市営住宅買取りの不正な公金の支出に関する住民監査請求の監査について」において、「湊東地区復興市営住宅買取りについても請求期間は過ぎているが地方自治法第242条2項の逐条解説で「秘密裡」に行った場合、また、最高裁の判例では「談合」を行った場合は「請求期間制限は及ばない」と裁定していることから不正な公金の支出を秘密裡に行った裏工作の解明

と、この判例により審査しなければならない」(原文のまま)と主張することから、地方自治法第242条第2項の適用について検討する。

#### ア 正当な理由

地方自治法第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めており、住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実を対象として行われるものであるところ、行為についての監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないものとしている。そして、ここにいう当該行為とは、具体的な個々の財務会計上の行為をいうものと解される。

しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求を行うことができるようにしている。

そして、当該行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。そして、ここでいう相当の期間とは、概ね2か月程度と考えられている。

また、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様である。

そこで、本件住民監査請求は、A物件及びB物件の購入に係る財務会計行為を対象とするものであるが、A物件及びB物件の購入については、事業者を公募して行ったものであること、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年石巻市条例第51号)第3条の規定により、平成27年第3回市議会臨時会及び平成27年第3回市議会定例会において、A物件及びB物件の取得に関する議案を市長が市議会に提案し、A物件の取得については平成27年7月14日に、B物件の取得については同年9月25日に市議会の議決を得ていることから、一連の行為が秘密裡であったとはいえ、本件監査請求が監査請求期間を徒過したことについて、正当な理由は認められない。

また、仮に当該行為が秘密裡になされたものであったとしても、請求人が提出した資料23(告発状(写))によれば、平成30年8月13日、請求人は、A物件及びB物件の譲渡契約に関し、市長及び市職員を市に財産上の損害を与えたものとして背任の疑いで刑事告発していることから、A物件及びB物件に係る財務会計行為に

疑義を抱いていたものであり、遅くとも同日には客観的に見て住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知っていたものであり、そうすると、本件住民監査請求が監査請求期間をここまで徒過したことについて、地方自治法第242条第2項ただし書の正当な理由は認められない。そして、仮に当該行為が秘密裡になされたものであったとしても、請求人が住民監査請求をした時点では、既に相当の期間を超えていることは明白である。

以上から、地方自治法第242条第2項ただし書が規定する正当な理由があるとは認められない。

#### イ 怠る事実

請求人は、請求の理由「(19) 湊東地区復興市営住宅買取りの不正な公金の支出に関する住民監査請求の監査について」において、「判例では談合による工事代金が増額された場合は「期間制限は規定されない」と判決されている。監査委員は、本件監査請求について監査を遂げるためには、買取額が希望価格を超えて支払ったことと特殊基礎工事が架空水増工事であったか否かこの事実を確認するとともに市の買取額が不正なものであり市が損害を被ったか否かを確認しなければならない。また、特殊地礎工事代金4億89,795,000円は架空水増工事であり買取契約の締結が不正行為で法律上違反の評価を受けるものであり、市に損害を与えたものと確認すれば足りるもの」(原文のまま)であり、「判例を基に判断すれば「本件監査請求は規定による監査請求期間は及ばないものであり受理すべきである」(原文のまま)と主張する。

これらの記載から、請求人は、買取額が希望価格を超えて支払ったことと特殊基礎工事が架空水増工事により、市が損害を被ったことから、実体法上、損害賠償請求権を有しながら、市長はこの行使を怠っていると主張するものと思料する。

請求人が提出した資料24の判例(最判平成14・7・18)の判旨は、実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とする住民監査請求において、監査委員が当該怠る事実の監査を行うために特定の財務会計上の行為の存否、内容等を検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるかどうかの判断をしなければならない関係にない場合には、当該監査請求に地方自治法第242条第2項の監査請求期間の規定は適用されないというものである。

A物件及びB物件に関し、請求人が主張する損害や実体法上の請求権は確認されておらず、これらの有無を確認するためには、契約の存否のほか、契約金額が妥当であったか、買取物件の仕様等を含めた契約内容が適正なものとして契約が締結されたか、買取物件が契約内容を満たした物件であることの確認や完成検査が適正になされた上で契約金額の支出がなされたか等の財務会計上の行為と一体として捉えらるべき事実の確認が必要となるが、これは、当該財務会計行為が財務会計法規に違反して違法であるかどうかの判断をしなければならないものであり、損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象としてされたと思料される本件監査請求は、実質的には

財務会計上の行為たる本件契約の締結や支出を違法と主張してその是正を求める趣旨のものにはかならない。

したがって、監査委員が当該怠る事実の監査を行うために特定の財務会計上の行為の存否、内容等の検討のほか、当該財務会計行為が財務会計法規に違反して違法であるかどうかの判断をしなければならない関係にあることから、地方自治法第242条第2項本文の監査請求期間の規定は適用される。

#### ウ 結論

以上から、本件監査請求は、地方自治法第242条第2項の規定する監査請求期間を徒過してされた不適当なものであり、却下する。